独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社TOKIUM	コード	664A
提出日	2026/11/25	異動（予定）日	2026/11/25
独立役員届出書の提出理由	新規上場に伴う届出書のため		
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	山梨 広一	社外取締役	○													○	指定	有
2	市川 貴弘	社外監査役	○										△				指定	有
3	中村 弘毅	社外監査役	○													○	指定	有
4																		
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		同氏は、複数の会社において経営に携わった豊富な経験と幅広い知識を有しております。これらの実績に基づき、独立した客観的な立場から当社の経営全般に対して有益な助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
2	同氏は、過去に当社の税務顧問を務めておりましたが、現在は顧問契約を終了しており、同氏及び同氏が経営する税理士事務所と当社との間に取引関係はありません。なお、過去の顧問報酬は、同氏の独立性に影響を及ぼすような多額のものではありません。	同氏は、税理士としての豊富な知識と経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、他の事業会社における社外役員としての経験も有しており、これらの実績に基づき、当社の経営及び監査体制の強化に貢献いただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
3		同氏は、弁護士としての豊富な知識を有しており、不正競争防止法や景品表示法等のトラブル解決に関する高い専門性を有しております。法的な専門知識に基づき、当社の経営及び監査体制の強化に貢献いただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
4		
5		

4．補足説明

―

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。